

第1回 熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会 議事録

<開催概要>

日時：令和8年5月26日（火）13：00～16：00

会場：熊本県医師会館 6階大会議室

参加者：（委員）吉田委員、末富委員、高岸委員、村田委員、野口委員、波口委員、坂本真美委員、坂本芽委員、田中委員、桑村委員、宮川委員、中村委員、山本委員、坂元委員
（欠席）千々岩委員

<資料>

- ・次第
- ・資料1 熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会委員名簿
- ・資料2 議事資料
- ・席次表

<会議の経過>

1 開会	
●こども政策課 瀬口副課長	<p>定刻となりましたので、ただ今より「第1回熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会」を開会いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。本日司会を務めます、こども政策課副課長の瀬口と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、「次第」「資料1～2」「席次表」「意見書」を配付しております。不足はございませんでしょうか。不備がございましたら、随時事務局へお申し付けください。</p> <p>また、この会議は公開にて開催し、後日議事録を公表いたしますことを合わせてお知らせいたします。</p>
2 市長挨拶	
●こども政策課 瀬口副課長	それでは開会にあたり、大西一史熊本市長よりご挨拶を申し上げます。
●大西市長	<p>皆様こんにちは。熊本市長の大西一史でございます。本日は委員の皆様方には大変お忙しいところ、第1回熊本市こどもの性被害防止条例の検討委員会ということで、ご出席をいただきました。本当にありがとうございました。また、日頃から熊本市政の様々な分野に対しまして、ご支援ご協力をいただいておりますことをこの場をおかりしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、皆様ご承知の通り、この近年、学校や保育園、あるいは学習塾・習い事、様々なところで、子どもたちは本来であればそこで安心して過ごせなければいけないわけでありませけれども、こうした場所において教職員や指導者、支援者、いろいろな子どもと密接な関係にある立場の大人、ある意味では強い立場の大人がこど</p>

	<p>もとの関係の中で性加害をしてしまうというケースが非常に多く見受けられます。これは国内だけに限らず、海外でも様々な事例があるというふうに伺っておりますけれども、そういうことが非常に増えているというのが、今の状況でございます。熊本市においても、教職員による性犯罪性暴力等により懲戒処分を行うような事案が発生しており、子どもやそして保護者、皆さん方の様々な信頼を失うという、子どもたちは本当に安心して預けることができるのだろうか、通わせることができるのだろうかというですね、不安な思いを抱いている方々も大変多いと思います。そして何よりもやっぱり子どもの人権。これをですね。本当に侵害してしまう大きな事件であって、そういったことが起きますと子どもたちが本当にこの性被害によって、心の傷をずっと一生負っていくというような本当に大変なことになるわけでございます。被害を受けた子どもたちがそうした心理的・身体的な被害影響を受けないようにするために、子どもへの性加害というものを決して許してはいけなくしていかなければならないというふうに思っております。このような中、国においては、今年の12月に子ども性暴力防止法の施行が予定されているということで、熊本市においても市としての姿勢や考え方を条例としてしっかり整理をして、行政、家庭、学校、地域、そして関係するいろいろな機関が一体となって、地域全体で子どもを守るための体制を整備していく必要があると考えており、こうした条例の検討をすべきというふうに判断をいたしまして、検討委員会を設置する運びとなったわけでございます。どうか委員の先生方におかれましてはそれぞれのお立場から、今までのご経験や知見、こういったものを活かして、ぜひ熊本の子どもたちを守る実効性の高い条例となりますようにお力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>結びになりますけれども、今日のこの検討委員会が本当に子どもを守る本当に大きな一歩となることを期待すると同時に、委員の皆様のご健勝ご多幸をお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>●子ども政策課 瀬口副課長</p>	<p>大西市長、ありがとうございます。ここで、大西市長は次の公務がございまして、退席させていただきます。</p>
<p>3 委員委嘱 4 委員紹介</p>	
<p>●子ども政策課 瀬口副課長</p>	<p>続きまして、委員委嘱に移ります。</p> <p>ご就任いただいた委員の皆様には、本来市長より委嘱状をお渡しすべきところ、大変恐縮ではございますが、時間の都合上、予めお席に配布させていただいております。</p> <p>何卒ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、委員のご紹介ですが、時間の都合上、お手元にお配りしております「資料1 熊本市子どもの性被害防止条例（仮称）検討委員会委員名簿」により代えさせていただきます。</p> <p>なお、本日、千々岩委員は所用によりご欠席となっております。</p>

5 会長・副会長選出	
●こども政策課 瀬口副課長	<p>それでは、今回が1回目の検討委員会となりますことから、会長・副会長の選出に移りたいと思います。会長は、熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会運営要綱第4条第1項で、委員の互選により選出することとなっています。どなたか、ご推薦はございますでしょうか。</p>
●高岸委員	<p>恐縮ではございますが、吉田委員を会長にご推薦申し上げます。吉田委員はこの領域において、見識や経験がありますので、この委員会の議論を適切に導いてくれるものだと考えております。</p>
●こども政策課 瀬口副課長	<p>ただいま、高岸委員から吉田委員を推薦するご意見がございましたが、それに対してご意見はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見なし】</p> <p>ご意見はないようですので、吉田委員に会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、吉田委員は会長席へのご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、吉田道雄会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。会長にご指名いただきましたが、これはきわめて重要な委員会でございます。私としましては、皆様からたくさんのご意見をお出しただけのようしっかりマネジメントできればと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>私はグループダイナミックスというほとんどの方がご存知でない領域で仕事をしております。日本語では集団力学と直訳していますが、人間の行動を理解するのに、集団との関わりに焦点を当てながら考えるものです。私個人は其中でリーダーシップや対人関係、コミュニケーションとリスクマネジメント、事故防止等について研究して参りました。私としては、こうした側面からお手伝いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
●こども政策課 瀬口副課長	<p>吉田会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会運営要綱第4条第3項に基づき、副会長は会長が指名することとなっておりますので、吉田会長におかれましては、副会長のご指名をお願いいたします。</p>
●吉田委員	<p>はい、先ほど市長からもお話ございましたが、法律に基づいて条例を考えるということでございます。そういう意味で法律も関わってきますことから、弁護士の村田委員にお願いできればと思います。</p>
●こども政策課 瀬口副課長	<p>ただいま、会長より村田委員を副会長としてご指名されたいとのご発言がございました。この指名につきまして、ご異議等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

	<p>特にご異議がないようですので、村田委員に副会長にご就任いただくことと決定いたします。それでは、村田副会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
●村田委員	<p>皆さんこんにちは、弁護士の村田でございます。皆さん承認いただきましてありがとうございます。熊本県弁護士会でこどもの権利委員会にずっと長く関わってきております。その関係でこどもの非行やいじめ、虐待、不登校等いろんな問題に関わってきている立場です。それでこの委員会にもお声かけいただいたんだと思います。大した力はありませんけれども、いくらかでも役に立てればと思います。よろしくをお願いします。</p>
●こども政策課 瀬口副課長	<p>村田副会長、ありがとうございました。 それでは、ここからは吉田会長に進行をお渡しいたします。吉田会長、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>6 議事 議題1 条例制定に向けた論点整理</p>	
●吉田委員	<p>それでは資料にあります次第に従って、議事に入ります。本日の議題は「1 条例制定に向けた論点整理」と「2 市民からの意見聴取について」です。今回は初めての会合ですので自由にご意見をお伺いできればと思いますが、議事の論点に沿いながら少しずつ進めさせていただきます。それから、今日は3時間のスケジュールが組まれています、区切りのいいところで10分程度の休憩を入れたいと思います。 それでは、事務局から「条例制定に向けた論点整理」について説明をしていただき、その後に各委員の自己紹介も込めてご意見をお出しいただくことにしたいと思います。それでは事務局からご説明をお願いします。</p>
●事務局 こども政策課大住課長	<p>こども政策課の大住と申します。着座にて説明をさせていただきます。資料2をお願いいたします。議題1につきまして、資料に基づき条例制定の背景等を含めてご説明をいたします。 資料2の4ページをお願いいたします。条例を制定することとなった背景・問題意識といたしましては、教職員から児童生徒への性加害行為が全国的に多発し、本市においても中学校教諭が懲戒免職となる重大な事案が発生するなど、こどもが日常的に接するあらゆる場での安全確保が求められており、本市においてもこどもの性被害防止に向けた取り組みの強化が急務となっているところでございます。そこで今年12月に施行されますこども性暴力防止法等の国の法制度を前提としつつ、市としての姿勢や考え方を明確に示すとともに関係者がそれぞれの立場から連携し、地域全体でこどもを守るための環境や基盤を整えるため、本条例の制定について検討を進めていきたいと考えているところでございます。続きまして、資料5ページ及び6ページにつきましては、こどもに対する性犯罪の件数についてでございます。5ページが全国のデータ、6ページが熊本県内のデータになります。特に認知件数につきましては、全国・熊本県ともに増加傾向にございます。続きまして資料7ページをお願いいたします。こちらは性犯罪性暴力等を理由として懲戒処分</p>

等を受けた公立学校の教職員の状況についてでございます。黄色い部分が本市の状況になりますけれども、本市においても恒常的に懲戒処分者が発生しているという状況でございます。資料8ページにつきましては、こども性暴力防止法の制定についての内容を掲載させていただいております。続きまして、資料9ページ及び10ページにつきましては、本市の取組の状況でございます。本市の取組の概要といたしましては、こどもの性被害防止対策のさらなる充実を図るため、取組1といたしまして、昨年10月に全庁的な対応を協議するプロジェクトチームを設置いたしまして、情報収集や取組についての検討を行ってまいりました。その結果、取組2といたしまして、こどもの性被害防止対策パッケージを策定し、必要な予算を令和8年の予算に計上し、対策の強化を図っております。また、取組3といたしまして、令和8年度からこどもの性被害防止条例の制定に着手するというところで、本日から取組を開始したというところでございます。次のページの資料10ページにつきましては、先ほど申しましたこどもの性被害防止対策パッケージの概要でございます。令和8年度関係予算として約3億円を計上しているところでございます。

続きまして、条例制定の進め方及びスケジュールについてでございます。資料12ページをお願いいたします。条例全体の進め方につきましては、本検討委員会いただいたご意見をまずは条例に盛り込むべき内容や施策等について骨子案として取りまとめ、その後、実際の条文形式に整理した素案を作成する流れで進めていきます。また、条例に基づき推進する取組等も盛り込んだガイドラインも条例と併せて作成できればと考えております。資料13ページをお願いいたします。具体的な条例制定のスケジュール案になります。令和9年6月に予定される議会への条例案上程を目指しまして、スケジュールを組んでおります。本検討委員会のスケジュールとしましては、7月に予定している第2回目において、骨子案のご審議をお願いしたいと考えております。また、10月以降に条例素案を審議し、来年4月頃に検討委員会としての最終案を取りまとめることができればと考えております。その他、資料の検討委員会の下の方の政策会議と記載しているものは、庁内の会議でございます。骨子案・素案について、庁内での意思決定を行うものでございます。また、市議会からのご意見をいただきますとともに、市民からも広く意見聴取をしていく予定としております。市民からの意見聴取につきましては、議題2のところでご説明いたします。

続きまして、資料15ページをお願いいたします。ここからが議題1としての資料になります。本日は第1回目ということで、委員の皆様から広くご意見をいただく場ということで考えておりますが、今後本条例をご審議いただくにあたりまして、整理していく必要がある論点について、6点示させていただいております。まず、(1) 条例が想定する範囲についてでございますけれども、重要な論点の1つになると考えております。こどもの性被害が発生する代表的な場面といたしまして、図に示しているような4つの場面のうち、本条例が主に想定する範囲をどのように設定するのか。また、対象とする性暴力について、大人からこども、特に学校

	<p>や教育施設等で課題となっている優越的地位にある大人から子どもへの性暴力を主な対象とするのか。あるいは子ども同士のものも対象にするのかということらが論点になるかと考えております。16 ページをお願いいたします。(2) の本条例の位置づけ・性質については、理念条例として制定し、具体的な取組はガイドラインで補完するのか、あるいは行為の禁止等を伴うものとするのか。(3) につきましては、12 月に施行されます子ども性暴力防止法等との関係をどのように整理するのか。また、(4) 以降につきましては、(3) までの論点をどのように整理するかによって、対応が異なるかと思えますけれども、(4) では、こどもの定義をどのように設定するのか。(5) では条例では各主体の責務も盛り込むことが想定されますけれども、その主体の設定や位置づけをどのように整理すべきか。(6) につきましては、加害者支援についても条例に盛り込むべきかどうか。以上6点について論点として掲げさせていただいております。また 17 ページ及び 18 ページにつきましては、過去に制定されました都道府県レベルでの性被害防止を目的とした条例の項目ということになっております。それぞれの自治体における課題や制度設計、それぞれ違いはあるかと思えますけれども、本日の議論の参考になればということで、添付させていただいております。私の方からの説明は以上になります。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>事務局からの説明を受けて委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。はじめに自己紹介をしていただき、まずは(1)の論点である、「条例が想定する範囲について」のご意見をご提示いただきたいと思えます。具体的には、資料16ページに提示されている、①防止法の適用範囲と②民間教育保育等施設・事業、③家庭、④公共空間・公共の場のどこまでを含めるかということです。さらに、性暴力の対象を「大人から子ども」に限定するか、「子ども同士」のものに広げるかについてもお話しいただければと思えます。それでは委員名簿の順で末富委員からお願いいたします。</p>
<p>●末富委員</p>	<p>それではリスト順ということで口火を切らせていただく形になって恐縮です。日本大学の末富と申します。私は教育政策の研究者として、子ども性暴力防止法の制定時の国会の委員会での参考人も務めております。なぜそのようになったかということと日本版DBSの手法がイギリスのモデルなんですね。日英の教育政策や学校運営の比較をしてみいましたので、イギリスの教育制度の研究をしていると、当たり前のように、こどものセーフガーディングという元になったスキームが実装されていて、みんなそれを守るよねっていう前提で、国もですし、学校や地域関係機関も動くということで、詳しくなったということになります。したがって、こどもの性暴力等の専門家ではないんですけども、例えば、学校ですとか、スポーツクラブ、塾や習い事等学校内外含めて、イギリスのこどものセーフガーディングのスキームがどういう風に実装されているのかということも含めて、ご意見を申し上げたいと思えます。</p> <p>吉田会長から今の15ページについてまずご意見はということでは言われましたけれども、子ども性暴力防止法というのは、イギリスの仕組みと比べると極めて限定</p>

された仕組みなんです。学校・園は義務化されて、民間の認定事業者で特に継続性や閉鎖性が高い、要するに密接に子どもに関わる職の大人だけを対象としているということになります。その他の例えば家庭ですとか、公共空間等は対象になっていないんですけれども、イギリスの場合には、この図で言いますと①の学校・児童福祉施設と②の民間教育保育等の施設事業ですね。学校・園やそれ以外も含めて、子どもに関する事業者、あるいは施設はすべて対象になります。合わせまして、家庭も対象になります。例えばなんですけれども、家庭で虐待を受けていたり、性暴力を受けているのではないかという疑いには学校で把握される場合もあると思いますが、その場合には学校の通報責務と自治体のこどもの保護義務が設定されています。

イギリスの仕組みを考えて、それからの日本での子ども性暴力防止法の効力の限定性を考えるとですね。最低①②③は含み込んだ方がいいかなと思っております。やはり子どもを守るといった時に、実は最も性暴力が多く発生しているのは、統計上は家庭です。それがなかなか見えづらけれども、関わる大人に見えることもあるんですよ。そこから子どもを守るということを考えると、③も入れた方がいい。

児童虐待防止法と児童福祉法その他の民法、刑法等になりますけれども、根拠法はあるということを見ると、特に子ども性暴力防止法、政令市としての条例というものを考えた時には、幅広くカバーした方がいいかなと思っております。

④につきましてはイギリスの場合には、実は④もこどものセーフガーディングの対象になっております。例えばなんですけど、よく起きる事案で通学路の公然わいせつがありますよね。そうした行為をしていると、イギリスでは当たり前のように犯罪にもなりますから、DBS 搭載され、住居の届出を自治体にして、特にある一定レベルの事案をした人たちは、最低年1回警察に行って面談をする。その後どうですかというやりとりを警察とします。監視と言え、監視なんですけど、見守りや相談といえ、見守りや相談でもあるので、そこまで含み込むことの方が、現実には子どもを守っていく熊本市の地域づくり、街づくりという点から考えると、いいのかなというふうにも思うということです。

ただ、イギリスの場合、取り組みの歴史も長いのと、日本もたぶん完成形はこれだろうなと思いつつ、イギリスはかなりの厳罰主義というか、公然わいせつ等だとか、あるいは道端でかなり頻繁に子どもに話しかけてくる行為も含めて、DBS 搭載の範囲も広いんです。

そういうことを考えると、日本にあったやり方というのがイギリスと同じなのか、私自身もおそらくかなり議論の余地があるとは思いますが。

発想としては子どもがこの街で育っていくときに、どういう場面で守った方がいいのかということの視点からの議論が必要かなというふうに思っているということです。少々長くなりましたが以上でございます。

●吉田委員

ありがとうございました。それでは高岸委員よりお願いいたします。

●高岸委員

熊本大学の高岸幸宏と申します。よろしく申し上げます。私は研究者ですけど、

研究テーマと実践は、もともと研究者をする前が児童福祉領域の現場で心理士をやっていました。性加害と性被害と、こども、特に未成年者を想定しているところですが、そういった研究実践をやっておりますと、当然加害者の大人の場合とかですね、例えば高校生のトラブルがあった時に、長期的に支援していくといずれ大人になっていくということで、対象はこどもだけに限定してやっているということではなくなってきているんですけど、特に焦点化しているのが性加害問題ですね。どうして起こるのか、どうするとそれが再発しないのか、そういったところを中心に実践をしてきてます。ですけど、末富委員が言及されたところにもすごく重なるなどと思ってびっくりしたところであるんですけど、もうこれ個々の事案で考えるというより、仕組みとかシステムというものに目を向けざるを得なくなって、今まさに喫緊に取り組んでいる研究テーマがチャイルドセーフゲーディングの問題、それをどうにか日本で形にできないかっていうところですね。産業領域も巻き込んで今議論しているというそういう活動をしている者でございます。

その私がこの論点整理の(1)について申し上げられることとしてはですね。まだこの最終的な条例がどういった形になるかが全然イメージできてないので、ぼんやりと心に置きながら思っていたのが、こども性暴力防止法が実効性を持つものとしてこう文字化していく仕組みを作っていくっていうものでしたので、まずはこども性暴力防止法が対象にしているこの15ページで言うところの青枠そこを含めるのは当然なんですけど、③だとか④だとかどのようにこう含められるのかがイメージできないもんですから、そこまで考えてはいなかったんですけど、それにしても②の性加害のトラブルとかのお話を聞いていますと、この青枠からの一部②が弾き出されている形でありますけど、意志のある認定事業者が対象になるということですけど、実際そこでの発生件数っていうのは少なくないですし、こども性暴力防止法を基礎として実効性を持たせるっていう基本はあったとしても、そこに対象にならなかった人をその青枠の外から弾き出すっていうのはよろしくないなというふうに思っています。完全に外に出さないような工夫をした議論になった方がいいのかなというふうに思います。

で、下の部分の大人からこどもへを対象とするか、こども同士の性暴力を含めるかっていうところなんですけど、例えば、私の支援している現場に学校があるんですけど、学校はもちろん先ほどの資料の中にも教師による事案はですね。数字自体が何を語るわけでもないんですけど、1件でも多いというふうに答えてはおるところですけど、それよりもはるかにこのこども同士のトラブルっていうものは、私の肌感覚としてはすごく多いですし、というのは懲戒処分に似たような深刻度もないっていうんですかね。連続帯で深刻度ってあると思いますので、そういったものもあります。ですから、そういったものも含めると、この条例がどこまでカバーできるのか、実効性を持たせるということと、なるべく広くカバーすることのその辺の設置がすごく難しいなどです。今の段階ではですね、入れるべきだというのはもちろん頭にあるんですけど、こういったものはなるべくカバーしたいけど、広がりす

	<p>ぎるんじゃないかという懸念を持ってるところが私の感想ではあります。以上でございます。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは、村田委員よろしく願いたします。</p>
●村田委員	<p>弁護士の村田です。先ほど軽く自己紹介しましたので、この問われている問題について意見を申し上げますが、もともとこの集まりが子ども性暴力防止法を前提として、それを市としてどう実行していくかというものだと思っていたので、その範囲を法律と違うものにするっていう発想をしてなかったもので、あまり深く考えていなかったところですが、子どもたちを性被害からできるだけ救おうということを狙うなら、広げるほどいいということに単純になるんだろうと思うんですね。ただ今も先生がおっしゃっている実効性あるものにして使えるものにしていかなきゃいけないということからすると、あまりに広げすぎて、そういうものが使いやすいものなのかなという懸念を持っていますが、ただ私が心配していたのは、この青枠から外れる民間の②のことですよね。ピンク色になっているここが対象にならないのが心配だなと思っています。要は民間の施設の中では手を挙げたところだけを対象にしようという発想でやっていますよね。しかし手を挙げないところの方がもっと危ないんじゃないかっていう気もするわけですよね。で、前科照会などで弾じかれた人たちで、子どもに携わりたい人たちは、この手を挙げない②の民間に行きやすいかと。だからより危ないところになっていかなのかなという心配があって、この②を含む制度作りができたらいいなと思っていました。</p> <p>それから2本目の大人から子どもへっていうのはまあ対象の中心となっているんですけど、子ども同士はですね、自己紹介を兼ねて、私は児童相談所はかなり長く関わってまして、そこにいますと児童間性加害被害が増えているんですね。これをなんとかしたいとずっと思っているんですが、なかなか打つ手がなくて、選択肢が少なくて困ってました。なので、この児童間性暴力もこの機会に合わせて検討できるといいなと思っているところですが、別に妙案を持っているわけではありません。以上です。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは、野口委員よろしく願いたします。</p>
●野口委員	<p>県警本部から来ました野口と申します。どうぞよろしく願いたします。警察としましては現場で対応している機関でありまして、この性被害防止というところでは、個人的に幅広くがいいんでしょうけども、それを先ほど先生おっしゃったように実効性のある条例にするには、どうするかというところが、まあ非常に問題なんでしょうけども。非常に難しいなと思いながら、皆様方の意見を聞きながらですね。検討していきたいというのが、今私の本音でございます。</p> <p>2点目の子ども同士の性暴力というところですけども、これも私現場にしまして、実際非常にですね。子ども同士の性被害加害というのは、多いという現状があります。この点もどうするかというのを、皆様方の意見を聞きながら、検討していきたいというところで、すみません。今はこういった気持ちであります。以上です。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは、波口委員よろしく願いたします。</p>

<p>●波口委員</p>	<p>波口と申します。私は民間の犯罪被害者支援団体の公益社団法人くまもと被害者支援センターに所属しております。当センターは熊本県から「性暴力のワンストップ支援センターゆあさいどくまもと」の事業委託を受けています。ゆあさいどくまもとの開設時から被害者の支援に携わってきました。</p> <p>適用範囲のところですが、私も青い枠内だけではなくて、②の民間教育保育等施設・事業はぜひ入れてほしいと思っています。というのも、実際に、学習塾であるとか、音楽教室、スポーツクラブなどで被害にあったお子さんたちの支援をしてきて思うのは、その事業主体が予防対策などを何もやってないということでした。ですから、そういう被害を発生させないための取組をやってもらわないと困るので、ぜひとも②の対象機関は入れてほしいと思います。家庭に関しては、確かに親やきょうだい、従弟やおじさんなど親族間で被害や加害が起こっているんですが、児童虐待防止法との絡みでどうなんだろうと思います。性加害をおこなった人が監護者以外のきょうだいやおじさんだったりするとネグレクトとして扱われてしまうので、そこらあたりはどうにかならないかなと思います。</p> <p>それともう一つこども同士の性暴力はぜひ含めてほしいと思います。私たちが相談を受けるケースもこども間の被害加害が多いです。ですから、国の法律に合わせて「大人からこどもへ」を中心に条例設計してしまうといろんな弊害が起きてくるのではないかと思います。実際に学校現場で起きているのは、中高生同士の性的画像の拡散だったり、小学生同士の過度な身体接触であったり、付き合っている関係で起きるデートDVであったり、性的ないじり、いじめ、それから SNS ですよね。そういうことが実はたくさん起きています。そういう現状があるのに、大人からこどもへのものしか見ないとなると、本当に学校現場が困っている、支援の現場も困っている問題と条例で扱うところの問題のズレが生じてきてしまって、それでは良くないと思います。こども同士の性暴力も含めてやることで、予防教育の部分がすごく大きくなると思うんですね。予防教育がすごく大事です。ですから予防教育を入れていくためには、こども同士の性暴力も含めることが必要です。日常の関係性の教育なんだということも、ぜひ入れてほしいと思います。こどもたちに向けて被害予防と加害防止をやっていくことが大切だと思います。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>ありがとうございました。それでは、坂本（真美）委員お願いいたします。</p>
<p>●坂本真美委員</p>	<p>私は児童養護施設藤崎台童園で心理士をしております坂本です。こちらには心理部会と名簿には書いておりますが、施設心理士が集まって、心理部会というものを作っております、そこで会長をさせていただいております。私が勤める藤崎台童園には2歳から18歳までのこどもたちが生活しています。多くのこどもが施設に入所する前に様々な形で暴力を受けて、そこには性暴力の被害を受けたという経験のある子も含まれます。で、その性というものを暴力として、自分の力を示すために、扱っているこどもたちも多数いる中で、その性というものの正しい知識を身につけて、正しく自分の体を正しく丁寧に扱いましょうねっていうものをグループワークの中で施設の中で入れております。年齢を2歳の子に合わせたものだった</p>

	<p>り、18歳の高校生に合わせたグループワークなどを務めさせていただいております。</p> <p>その中でこの想定する範囲に関してですけど、児童養護施設は入っているけど、民間教育保育等施設は入ってないなと思った中で、児童養護施設の子どもたちもこの施設を利用している中で、何かあったらっていうところを考えると、この②を入れてほしいなと思いますし、子どもたちの生活の中を見ていると、家庭でもやはり性暴力っていうものが起こっていますので、私個人としては、この③というものも入れていただけることを検討していただきたいなと思っています。</p> <p>大人から子どもへの性暴力を対象とするか、子ども同士の性暴力を求めるかっていうところなんですけど、子ども同士の場合、自分たちが性暴力をなんだろうと性を暴力として扱っているという意識がないため、そこはどういうふうに制定するかは、議論の価値があるかなと思っています。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>ありがとうございました。本日は、千々岩委員がご欠席ですが、資料にありますように、意見書をお出しいただいています。これをそのまま読ませていただきます。</p> <p>子ども達が性的に嫌な思いすること※具体的な事例と性教育の具体的な線引きというか、その辺をはっきりさせないといけないかなと思います。きちんとした性教育をしたのに嫌な思いをしたとされてトラブルになりかねないかなと心配します。</p> <p>PTAのお立場からのご意見ですが、ご記載の点については、ご出席の際に改めてお話しただけだと思います。</p> <p>それでは、坂本（芽）委員よろしくお願ひいたします。</p>
<p>●坂本芽委員</p>	<p>若葉小学校の坂本芽と申します。よろしくお願ひいたします。私は長年学校現場の方に勤務しておりますけれども、途中、教育委員会で人権教育の方にも携わらせていただきましたので、今回お声掛けいただいたかなと思っています。学校は先ほどからいろいろ教職員の不祥事がというところもありましたけれども、被害者加害者、両方関係する立場でもあるかなと考えています。だからこそ子ども一人一人の人権として、そこを守っていくというところを明確にメッセージとして、国の法から熊本市という自治体の条例というところで、より身近に具体的なメッセージを出していただけたらなと思っています。私は小学校に勤務していますけれども、小学校1年生から6年生というところで、性被害と一言言っても、いろんな捉え方であったり、また全然違うように捉えたりっていうところもあったりします。そこでその性被害から守る教育をどういうふうに丁寧に系統性を持たせてやっていくか、今学校でも性教育としてはやっちはいるんですけども、温度差があったりしますので、そこはもう一度見直して丁寧にしていく必要があるというふうに考えています。先ほどありましたように、条例が想定する範囲をどのように設定するか①はもちろんだというふうに考えています。②とかですね、より広くというところもあって、私もそうだなと思うんですけども、学校としては①と③はどうしても欠かせないかなと思っています。先ほどもお話ししたように教育を丁寧に行っていくこ</p>

	<p>とってというのは、学校だけではなくて、家庭も含めて教育を行うことで、教職員の啓発も含めて一体的に取り組んでいくことが大事だと考えますので、その①と③はぜひと思っています。</p> <p>こども同士の性暴力については、先ほど千々岩委員からの意見書にもあったんですけども、いろんな性暴力が性暴力防止法の中にもいくつか規定があるんですけども、小学生とか、若いこどもたちがどの程度の関わり合いの中で、何を性暴力とするかというところを考えると、ちょっと今すぐに私の中では答えを出せないかなというところです。いろいろ教えていただけたらと思っております。以上です。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは、田中委員よろしく願いいたします。</p>
●田中委員	<p>熊本市出水南中学校で校長しています田中と申します。よろしく願いします。私の方は中学校の生徒指導に長らく携わってきました。また、こどもの援助希求についても、研究しております。加えて、インターネットの問題も数年前ぐらいから取り組んでおり、地元紙でも10年間ぐらい連載を持っております。その辺の視点でも話ができればと思っております。よろしく願いします。</p> <p>条例が想定する範囲なんですが、学校現場としては、こどもが性暴力を受けた相談というのは、聞こえてくる場面はありますので、その際に児童相談所であったり、警察等にも伝えるんですが、なかなか現行法では、難しい場面があります。例えば塾で触られたみたいなことがあった時に、それを伝えるけども、塾は数年後営業を復活するなどします。また児童相談所も適切に対応されているんですが、おそらく現行法の中では、状況によっては家に帰されてしまうというようなことも聞きます。学校としてはまずは例えば私たちにそういうことがあったら兎相以外にも「必ず通報しなさい。そして、通報するところはここ」みたいなものが出来上がっていけば、それはこどもたちの声を見落とさないところには繋がっていくのかなと思います。校内においても、先生からこういうことをされましたっていうのを聞いたら、決裁を得ずして必ず言わなくちゃいけないみたいなことがあればすぐにでも一般職員が直接諸機関に言えるのかなと思います。条例が適用する範囲については、法の立て付けみたいなことが詳しくないのでよくわからないけども、ある程度声を拾うザルを広げるっていうことが、こどもたちを守れる、こどもたちの声を無駄にしないになるのかなというふうにも思っております。</p> <p>あと、大人からこどもへの性暴力を対象とするか、こども同士の性暴力も含めるかということですけど、おっしゃられる通り、本当にこども同士の性暴力というのは学校現場の中では非常に問題になっていて、それこそタブレットとかそういったものが日常的に学びの中にありますので、危ない状況があるかなと思っております。本校でも昨年、京都少年鑑別所の医務課長をお呼びして、包括的性教育をどう学校の中でしていくかを、校内研修の中でもしました。ただ、性暴力というところでいくとこども同士であってもダメなんですけども、ただこれがいじめ対応などにあるように言った人の意見がそのまま通っていくみたいなところが、性暴力のハラスメントなどでも悪用とまでは言わないんですけども、そういったことが起こる可</p>

	<p>能性もあるし、何より子どもたち同士がどんどん分断されていって、いじめもそうなんですけども、現状としては人と関わらない方がいいというふうに、子どもたちが実際に認識している場面があり、またこれを子ども同士の性暴力で、これが性暴力だっていうことを教えることは大事なんですけど、これでは罰則だけが先走ると立て付けの仕方によっては、子どもたちが人と関わらない方がいいと思い、それこそインターネットの世界の中にどんどん没入していくような私たちが望まない方向に行くのかなと思えるので、そこはきちんと整理をしながら議論を進めていったらいいかなと思っております。そういった中で、包括的性教育は、学校現場の中で非常に大事だと思っているんですが、本校の反省もあるんですけども、その包括的な性教育とか、いわゆる一般的な性教育がきちんと国内において、なされているかというところでは、まだまだ不十分であると思っています。これが全体的なものであったとすれば、その包括的な性教育を含めた自分たちが「自分が大事である」ということを子どもが認識し、自分が受けたことが不当であるということをしきりとSOSを出せるというような仕組みは、教育の中には絶対に必要だと思います。そういった部分で、2つ目の子ども同士の性暴力に対しては、学校現場で進めていけるところがあると思っています。以上です。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは桑村委員よろしくお願いいいたします。</p>
●桑村委員	<p>一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の桑村でございます。当財団は昭和60年12月に設立され、心と体の健康づくりを基本理念とし、ナースパワーアリーナをはじめとする熊本市のスポーツ施設を9施設、文化施設を3施設管理運営している団体でございます。その中で我々が施設を運営しておりますプールのある施設で若い10代の男性が小学生の男子にちょっと何度か痴漢行為をしようとしたことを巡回しておりました職員が気づいて2人にしないように巡回を増やしたため、その人が来なくなって、未遂に終わったということもありました。子どもたちを性暴力から守るためにですね。大人から子どもへの性暴力だけでなく、やはり子ども同士も含めた方がいいと思います。我々のようなプールの方もですね。施設の方も少し考えた方がいいのかなというふうに思っております。ちょっと勉強不足なんですけど、よろしくお願いいいたします。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは宮川委員よろしくお願いいいたします。</p>
●宮川委員	<p>公益社団法人全国学習塾協会で九州沖縄支部長を務めております宮川と申します。よろしくお願いいいたします。私の方はですね、熊本市と合志市と菊池市の方で学習塾を営んでおまして、学習塾業界には大学生の頃から携わっておりますので、30年ほど業界の方でお仕事させていただいております。当業界としても、この日本版DBSってすごく注目しておりますし、対策を講じているところではあるんですけども、今回あの名簿の方を見させていただいていると唯一民間なのかなとか思ったりもしたんですけどもね。学習塾っていうのは認可が必要がない事業なんですよね。誰でも塾ですっていう看板を出せば、その日から塾を始められるという業界で、個人でやられている方もいらっしゃるし、団体法人でやられている方もいらっしゃる</p>

	<p>しゃる。すごく幅が広い業界で、今回日本版 DBS で性犯罪歴の照会とかいう制度がありますけども、これが法人を対象とした仕組みになっておりまして、個人塾の場合は対象外ということで、塾業界としては公教育で性犯罪歴であって、離職して、そういう方々が学習塾業界に流れてこないだろうかという不安が実は大変ありまして、法人の方は登録して犯罪歴照会すれば、それが防波堤になって入ってこないと思うんですけども、それが個人の塾のところに一人お手伝いで入ってくるとかいうことを想定すると、すごく心配しているというのが現状です。学習塾教会としても、個人塾もフォローできるような仕組みを整えるように動いてはいるところなんですけども、今回のこの条例の範囲についても、ぜひ民間教育施設等も含めていただいた方が業界としてもありがたいし、子どもたちを広く守ることにつながるんじゃないかなと私は個人的には思っているところです。ただ私がこの立場で言っているものかわからないんですけども、あの民間の営業権といいますか、それを過度に縛るものであると反発される方も中には出てくるかもしれないんですけども、でも、せっかくやるんだったら、熊本市はこういう方針で行きます。子どもたちを守りますという基準があって、塾業界もお願いします。この基準で行かせてくださいというふうにしていただいた方が、私たちとしても条例があるので、こういうふうに行きましょうと一致団結して、協力できるのかなというふうには思うところです。またあの③④も可能であればできるだけ広くやっていた方がいいと思うんですけども、この条例の内容をどのようなものにしていくかに関わってくるものだと思いますので、議論を進めながら検討していければいいかなと思っているところです。以上になります。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは中村委員よろしく願いいたします。</p>
●中村委員	<p>中村和可子と申します。現在は小規模の0歳から2歳の子どもが通う保育園で保育園看護師として働いております。またNPO法人せいしとらんし熊本の理事長をしております。法人を立ち上げて7年間一個人として、性について学び出したのは12年ほどになります。私がこうやって勉強するようになったのは、一母親として家庭での性教育がとても大事なんだということを痛感した出来事があったからです。ということもあり、条例が想定する範囲というのは、どうしても家庭を入れていただきたいなというふうに思っております。この条例はどのようなものになるかというのが、まずはそこがとても大事な部分ではありますが、予防策としては、やっぱりこの①や②に行く子どもたちは家庭から出発するので、やっぱりこの家庭というところは、知らずに性暴力を起こしているという親御さんも多いので、例えばポルノを子どもの目の前で見るとか、子どもが起きているのを分かっているのに、性行為をするとか、そういうのは性暴力の中の一つだということをご存知なく、うちは性についてオープンなんだというような肯定的な目で見られている、ちょっと勘違いが起きている保護者もいらっしゃいますので、そういうところを変えていく必要がともあるのではないかなと、そんなふうに思います。</p> <p>また、対象は子ども同士をぜひ入れていただきたいです。やはり近くにいる大人</p>

	<p>の真似じゃないけど、そういうことで悪いことをしたと思っていないけど、性暴力を起こしているとか、いや自分は傷ついてないって思っているけど、実は将来的には傷つく行動だったということを思い出すということもあつたりとかしますので、その辺はちょっと入れていただければなというふうに思っております。公募委員として来させていただいておりますので、いろんな人の意見が反映できればなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは、山本委員よろしくお願いいたします。</p>
●山本委員	<p>熊本市池上保育園の園長をしております山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。長年ですね、保育園に勤めていますので、0歳から5歳の子どもたちと日頃より接しております。やっぱり一番小さい子どもたちですので、被害者になり得る可能性がとても高いというのを近年感じているところです。子どもの人権を守ることはもちろん一番大事なんですけれども、働いている職員の人権も守らなきゃいけないなというところで、いろいろ悩みながら、みんなで話し合いながら仕事をしているところです。</p> <p>範囲ですけれども、①と②、③までを入れていただくと、やっぱり家庭は外せないのではないかなと個人的には思っているところです。やっぱり接している対象がどうしても小さいので家庭の影響は大きくて、親がしていることを5歳とかになると真似するお子さんもいますし、やっぱり家庭との連携が大事だと思うので、できることであれば、①②③まで入れたところでの条例ができるといいなと思っているところです。</p> <p>対象も基本的には日頃は大人から子どもということ意識しているんですけども、皆様のお話を聞いて子ども同士も大事なんだなと思ったところで、やっぱり子ども同士も入れていった方がいいのではないかと思ったところです。以上です。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。それでは坂元委員よろしくお願いいたします。</p>
●坂元委員	<p>熊本市児童相談所長の坂元と申します。よろしくお願いいたします。私は市役所に入りまして、およそ30年経ちまして、教育委員会と福祉分野を行ったり来たりしながらですね、今、児童相談所長になっております。児童相談所としましては、みなさんご承知の通り、子どもや家庭から様々な相談を受けて、支援していく部署でございます。当然その中の事情で虐待、性的虐待というものもありますけれども、その性的虐待を受けたお子様の支援をやっていくわけなんですけど、先ほど市長も申しておりましたけど、本当に性被害を受けた子どもというのは心身に長期間にわたる大きな被害を受けて、本当にその子どもの未来にもですね、大きな影響を与えるんだなというのをつくづく思っております。児童相談所としては、子どもの性被害が疑われる段階から、早期になるべく早く気付いて、安心できるように子どもを保護していけるようにですね、そういった視点が必要かなというふうに思っております。</p> <p>この条例の範囲につきましてですけれども、私もまだぼんやりと考えているところであるんですけど、熊本市では、こういった子どもの性被害を絶対許さないといっ</p>

	<p>た条例ということであれば、理念については範囲としては広く捉えるべきだなど思うんですが、これまでもご意見が出ましたけど、実効性を持たせたいというふうに考えると、やはり①と②になってしまうのかなというふうに思っております。②の特に子ども性暴力防止法の適用範囲外のところの事業所ですが、やはり子ども性暴力防止法の認定を受けるような事業所はある程度意識を高く持たれていらっしゃるのかなと思うんですが、そういった認定申請をされないところにつきましては、もしかしたらその中にはちょっと心配なところもあるのではないかなというふうに、個人的に思いますので、①②が実効性を高めるものであれば、この範囲かなというふうに今のところ思っているところです。</p> <p>あと、大人から子ども、あるいは子ども同士も対象に含めるのかというところでございますが、やはり理念ということであれば、子ども同士も含めるのがいいのかなと思うんですが、こちらもその実効性を考えると子ども同士の性暴力について、どこまでできるのかなというふうにちょっと思っているところです。その実効性というのが加害者への罰則なのか、加害者への支援なのかというところにもよるのかなとは思っております。児童相談所としましては、加害者への支援を行っているところでございますので、そういった観点からいろんな議論ができればなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>ありがとうございました。先ほどご提示いただきました論点整理の(1)に関して、様々なご意見をいただきました。事務局の資料13ページに記されているスケジュールによれば、第2回委員会に骨子案の審議が予定されています。そこで、その準備のために、条例が想定する範囲についてある程度絞っておく必要があります。これについては、①②③は少なくとも入れるべきだという声が多かったと思います。また、子ども同士の性暴力についても含めるとの意見が多く出されたと思います。ただし、田中委員から、それについては考え方を整理しておかないと、かえって子ども同士の関わりが減るといった教育上の問題も発生しうるとのお話もありました。子ども間の問題は、私もいじめについて別の委員会に所属しておりますが、性被害も含めて対人関係の問題になります。そうしたことも前提にした骨子案になるのではないかと思います。</p> <p>これまでのところ、想定範囲は④まで含めた方がいいが、少なくとも③までは考えてほしいとのご意見が多数だと受け止めました。たしかに、子どもの性被害は学校だけに限定されず、家庭との関わりも無視できないケースが少なくありません。そうすると、事務局としては、想定範囲が狭い方が骨子案も作りやすいと思いますが、熊本市独自の条例を目指すべきとのご意見もありましたので、ここは、③、できれば④にも関わりがあるようなもの考えることでまとめさせていただきます。</p> <p>私は組織におけるリスクマネジメントに関わって仕事をしています。その際に、組織トラブルの原因を3つ挙げています。それは、「基本が守られなかった」「言いたいことが言えなかった」「問題について言いたかったけれど言えなかった」、そして「言ったけれど聴いてもらえなかった」の3点です。先ほど実効性についてのご</p>

	<p>意見がありました。私としては条例と併せて、こうした点が実行できるようにガイドライン等で詳細を定めることも考えていいと思います。</p> <p>それでは（２）の「本条例での位置づけ・性質について」ですが、これは「理念条例とし、具体的な取組等についてはガイドラインで補完する」と「行為の禁止や規制を伴うことまで含めたものとするか」という点についての検討になります。こちらはどなたからでもご発言いただきたいと思います。</p>
<p>●末富委員</p>	<p>まず（２）なんですけれども、イギリスの仕組みを申し上げておくと、イギリスのこどものセーフガーディングも個別の法律がたくさんある状態なんです。政府は何をしているかという、横串を指すための政府ガイドラインを作っています、それが Working together to safeguard children というこどもたちのための政府ガイドラインが数年に 1 回改訂されています。</p> <p>そういうガイドラインが必要だと考えて、そのやっぱり上に来る理念法であったり、あるいは各関係者の行動原則だとかを含めて、条例に盛り込むのがいいかなと思っています。なぜそう申し上げるかという、私も今、わいせつ教員盗撮教員が起きている地域の学校にインタビューしているんですけれども、校長先生たちがおっしゃるのが、いざ事案が起きたらどうすればいいかわからなかったということなんです。</p> <p>おそらく学習塾等で今後事案が起きればよりどうすればいいかわからなくなるかもしれません。イギリスのガイドラインというのはそうした事案が起きたら、ここに連絡しなさい。この時点でも警察来ますからみたいなことが書かれています。</p> <p>味気ないんですけど、要するにマニュアルです。そういうマニュアルが逆にないと、学校は動けないんだということがインタビューしてよくわかったところなんです。ですから、私が校長会さんと教育委員会さんと一緒に話した場で、事案が起きてどうしたらいいかわからなかったら、とにかく教育委員会に連絡だということ合意形成していただいたんです。学校はそれでいいんですよ。</p> <p>では学校外の場合でわからなかったらどうしたらいいんですかっていうのも、実は国のこども性暴力防止法の施行マニュアル、施行ガイドラインでは決められていないんですね。各自治体でお任せの状態、それがおそらく今後混乱していくので、熊本市もこの議論をするのと並行して、民間事業者でもしも今事案が起きた、あるいは起きたかもしれないと思った時にどうすればいいかというマニュアルが必要ではないでしょうか。真っ先に警察に行ってしまうといいのかってことなんですよね。</p> <p>とにかく警察に一報入れるだったりでは、その事案が起きた後に、例えばここにいらっしゃる皆さん同士だったら連携協同することになるんだと思うんですけれども、連携どうするのかということも含めて熊本市の規模であれば、おそらくある程度顔が見える関係で繋がれると思うので繋がり方をガイドラインにする。</p> <p>そしてその繋がれる関係を想定して、皆さんがこういうマインドで動きましょうということであったり、こういう事態を想定しながら対処しましょうみたいな 2 段</p>

	<p>構え条例と言いますか、それがあるとおそらく非常にすっきりします。</p> <p>特に基礎自治体としてのこどもの性被害防止条例がかなり珍しいというか、おそらく初めてに近いんだと思うんですけども、基礎自治体として何をすべきかというのが、明確になる条例になるんじゃないかというふうに、想定をしているということです。</p> <p>さっきの④の論点ですが、悩ましいのが公共空間・公共の場での公然わいせつ等は、県の迷惑行為防止条例の対象で、実は所管が跨る問題なんですよね。なので、どこかで位置づけた方がいいには決まっているのと、例えばなんです、熊本の状況は知らないですが、東京のトー横で起きているストリートでの性的搾取性暴力なのでそういう事態まで想定すると、やっぱり④は入れた方がいいと思います。</p> <p>ただ、県条例との兼ね合いがあるので、県との連携というのは、④の場合には念頭に置く必要もあるというのが、今までの皆様方の議論をお聞きして考えたことです。差し当たり以上です。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>ありがとうございました。ガイドラインの充実をはかることの重要性をお話になったと思います。今回、いただいた資料を参考にして、大阪府子どもを性犯罪から守る条例と長野県子どもを性被害から守る条例が「子どもの性被害」のタイトルが付いていましたので内容を確認してみました。その結果、いずれも対象の範囲がとにかく広いのです。そこには他の条例と重なっていると思われるものや罰則規定も含まれていました。法律の素人から見るととにかくすべてを網羅しているといった感じがしました。</p> <p>そうしたことから、熊本市としてはどこまで広げるか、どこにウエイトを置くかといったことを考える必要があるでしょう。もちろん、こどもが主役になるのですから、その被害のすべてが関わってきますから、その範囲については悩ましいところではあります。</p> <p>理念条例とし、具体的な取組はガイドラインを充実する、さらに、禁止や規制を含めるか否かという点でご意見はございますか。</p>
<p>●田中委員</p>	<p>学校現場としてはどう動いていいかというのが、こどもが性暴力のストレスを受け止めた時に、同僚が加害者になる場合もあるかもしれないも含めて、理念条例みたいな、それこそ先ほどあった横串みたいなものがあれば、非常に動きやすいと思います。こどもからの相談を受けた時の私たちの動きをある程度、条例で縛ってもらえれば、例えば通報しなくちゃいけないとか、一本化してここに必ず言うみたいな、そういったものがあるといいと思います。行為の禁止とか規制になると、広げれば広げるほど、今度は行動の禁止や規制が難しくなって実効性がないというジレンマに陥っていくような気がします。委員の皆さんの話を聞くと、例えば、また、インターネット空間を範囲に含まるかということも重要です。今のこどもたちが多くの時間を過ごすのはインターネット空間であるので、インターネット空間の中の性暴力というのは、性搾取も含め、理念条例の先の具体的な取組をガイドラインに補完していくというのが、実効性があると思いました。</p>

●中村委員	<p>田中委員がおっしゃったように、こどもに関しての制限や禁止はしない方が私もいいんじゃないかなというふうに思います。ただし、大人の人がこどもに被害があったとか、それこそ日本版のDBSにもあるかのように、もうそういうこどものところでは関わらないっていうようなそういう規制は必要なのではないかなと。ただし、こどもって一出来事では加害者被害者みたいな立場になるかもしれませんが、どちらもどうなるかわからない。経験の中で後悔やらすごい傷つきやらあるかもしれませんが、そこを乗り越えて大人になっていくものなので、そこにいろいろな制限や禁止を入れていくと、自分はもうダメな人間だみたいな感じになっていくので、こどもには必要ないけれども、大人の制限や禁止っていうのは規制は必要なのではないかなと思います。</p>
●吉田委員	<p>大人に関しては制限や禁止が必要だということですね。他にいかがでしょうか。</p>
●村田委員	<p>これを理念的なものに留めるか、禁止や規制を伴うものにするかはサンプルがないので、皆さん考えにくいのではないかと思います。なので、先行している自治体の例を参考にする、サンプル条項というのを示していただいて、例えば入れるとしたらこんな形があり得るとかいうのを示していただいて。既に先行例の運用が始まっているところもあるんですかね。だとすると、そこでそういう規定にしてしまったために生じている課題とかを紹介していただくと、じゃあ入れようか入れまいかというのが考えやすいかなと思いました。それから一つ禁止の条項がものによってはあった方がいいかなと思うんですけど、これで注意すべきは表現を用心しないとこれは禁止だと、そうじゃないものは許されているという解釈ができるんですよ。なので、そこは言葉遣いを慎重になって、ある程度は抽象的にならざるを得ないかなと思います。そのうえで、ガイドラインで補完していくというのが適切かなと思いました。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>この論点に関していただいたご意見では、条例は理念的なものにして、具体的な対応等の詳細はガイドラインに組み込む、また、罰則等については慎重に考えるということでしょうか。村田委員から、罰則を設けるとしても十分検討しておかないと、記載された行為以外は問題ないと受け止められかねないというお話しは重要だと思います。すでに先行している自治体の情報を比較、参照するとなれば、事務局の情報収集等にかかる負担は増えますが、マイナス面も含めた貴重な情報が得られると思います。</p> <p>ここで追加的なご意見がなければ、ここで10分間の休憩を入れたいと思います。再開は14時35分とします。お疲れ様でございました。</p>
【休憩】	
●吉田委員	<p>それでは時間になりましたので、再開いたします。これまでの論点との重なりもありますが、(3)(4)(5)(6)と順に議論していきたいと思います。</p> <p>次は(3) こども性暴力防止法等との関係についてですが、「国法を前提として地域で機能させる(実効性を持たせる)ための補完的条例とする」のか、「国法に</p>

	<p>加えて、市独自の規定を設けるものとする」のについてご意見をお出しただければと思います。先ほども実効性についてのお話がありましたが、その実効性をガイドラインに委ねるとのご意見もありました。</p>
●末富委員	<p>こども性暴力防止法の立て付けに詳しいものとして申し上げますと、このこども性暴力防止法を前提とする場合で、さっきの①②③④の議論で①②に留まってしまっているんですね。</p> <p>先ほど市長がおっしゃったみたいに、こどもたちに関わる大人たちからの性暴力から守りたいということであれば、やはり理念条例とも関わるんですが、独自の規定が必要です。特にこども同士の性暴力に関しての問題意識は、実は先行している他の府県レベルでのこども性犯罪関連の条例でも規定がないんですね。</p> <p>ですから、こども同士の性暴力もなるべく防止し、かつ、被害者が守られ、ケアを受け、加害者が再犯しないというのが一番のこどもの権利擁護になりますから、そうした理念をちゃんと盛り込むことが、今日がスタートラインですので、このスタートラインを確認させていただいて上で必要不可欠ではないかというふうに思います。</p>
●高岸委員	<p>わざわざ言うことじゃなかったかもしれないですけど、先ほど（２）を議論しておりましたら、必然的に独自の規定になっていくんじゃないかっていうのは私も思っていたところです。</p>
●吉田委員	<p>他の自治体の事例について情報を得ることは欠かせませんが、それも熊本市独自のものを探求するためということですね。他と同じでは意味がありません。</p> <p>リスクマネジメントでは、想定内と想定外という言い方がされます。この想定外には、ある時点では誰一人として予想もできないことも含まれますが、ある事態の発生は想定できるが、組織として制度設計やルール化に当たっては想定しないというものもあります。現実としては後者が検討の対象になりますが、想定事項を選択する理由が問われます。今回は、議論が始まったばかりですから、可能な限り想定外を設定しない、受け皿を広くするというご意見が多いように感じています。</p> <p>ここでの論点に立てば、条例は国法を補完的ものとし、詳細はガイドラインで対応するとしても、条例そのものに市独自の規定等を設けることを考えるということでしょうか。</p>
●末富委員	<p>市独自の規定と（２）の行為の禁止と規制を伴うことを含めたものとするかと言うと、こども性暴力防止法で先ほどからご指摘があるのが、認定事業者になってないという事業者なんですよ。それについては、やはり熊本市で営業される場合には、例えばですけども、やはり国の基準に準じて、取り組んでくださいみたいな、ちゃんとこどもへの性暴力の研修であったり、あるいは例えば市として個人事業主も含め、個人塾だとか、シッターとかも結構個人事業主的にされ、家庭教師されていらっしゃる方も含めて、研修の機会を提供したり、あるいは相談窓口を知らせていくみたいなことも必要だと考えます。例えばそういう場に来て、研修を受けたら、国だとかまもろうマークが使えるんですけども、熊本市で研修を受けまし</p>

	<p>たみたいなの、認証が受けられるような、大人も頑張ろうと思える仕組みの整備などは必要なのかなと思います。</p> <p>それに参加することによって、熊本市もこの人はちゃんと取り組んでいる、個人事業主だけどちゃんと取り組んでいるみたいにオーソライズできるみたいな。逆にそれに違反があった場合に名前が公表できるかどうかとか塾とかの教室の名前ですね。公表できるかも含めて、検討の対象にはなりません。</p> <p>おそらくなんですが、過去の判例とかの地方自治法の運用では、熊本市内の規制等であれば、特に国の法律と抵触しないルールは可能だったとはうっすら記憶はしているんですけども。</p> <p>総務省等に確認いただいて、話が具体化してきた時に、事業者にどういうふうな責務だったり、例えば事業者名の公表は民間にとってはダメージもあることなので、そこは可能なかどうかみたいなことも想定しながら考えていくと、国が対象外としているフリーランスの方たちも含めて、一緒に取り組める仕組みづくりにはなっていくのかなと思います。以上です。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございます。末富委員のご提案やアイデアも含めて、やはり独自の制度や仕組みを考えていくことが求められると思います。</p> <p>それでは、(4)の「子どもや性暴力の範囲について」に移ります。本条例において対象や範囲をどの程度明示するのが適切かということです。たとえば、子どもの年齢や性暴力の定義を条文で定めるか、あるいは主として想定する関係性や場面を示すに留めるかということです。これについてはいかがでしょうか。</p>
●村田委員	<p>独自に定めていいと思います。例えば児童福祉法であれば18歳未満、民法で18歳成年とかありますので、年齢をいくつにするかは自由です。ここで想定されるとしても18歳とか20歳とかそんな話になるのかなと思いますけど年齢で区切るのか、そうではなく未成熟の者のような表現にしとくかそんな話ですね。</p>
●吉田委員	<p>先ほど申し上げた大阪府と長野県の条例では18歳になっていました。年齢は決めた方がわかりやすいですね。</p>
●村田委員	<p>わかりやすいかどうかという視点からいくとわかりやすくはなると思いますが、じゃあ18歳到達してしまったら、もう対象から外していいかということですよ。まだ高校に行ってる子であれば、在学中ですよ。その子は急に外れるというのはどうでしょうね。</p>
●波口委員	<p>18歳になりそうだから、児相では受けられないというようなことで、私どもがお引き受けすることもあります。なので、18歳で区切らない方がいいのではないかと思いますけれども。</p>
●高岸委員	<p>その点に関しては、その子ども性暴力防止法などいろいろとまだ補完しなきゃいけない部分があるとはいえですね。対象者は18歳未満というものも1つあるし、学校に在籍してるっていうところもあって、まあ対象は子どものカバー率としては、完成度高いんじゃないかなって思ってます。両方設定しておくとうれいかなと思います。</p>

●吉田委員	年齢で決めることはあり得るとしても、誕生日から対象外になるといった問題がある。そうしたことから、対象範囲についてはできるだけ広い方がいいというご意見ですね。
●田中委員	やっぱり私のところに来る相談も結構性暴力を受けてしまう子どもたちって学校辞めていたりとかするんですよね。だから、本当に救いたい子どもたちが救えないような気もして、18歳というところがですね。やっぱり学校、例えば高校退学しちゃって、アルバイトしてて、そこは守られないのに学校に行っている18歳は守られることになるのがいけないと思います。例えば性非行で自主退学ということもあるんです。性非行ということは性暴力を受けた可能性もあり、でもその子は対象じゃないっていうのはやっぱり我々が救おうとしている子どもたちを救えないかなって思いますね。
●吉田委員	<p>(4)の論点は、年齢や性暴力の定義を条文で定めるか、主として想定する関係性や場面を示すにとどめるかですが、委員の方々のご意見では、想定する関係性や場面などを示して、年齢を固定せず、その範囲もきるだけ幅広くということですね。</p> <p>次は(5)責務規程の範囲についてです。責務規程をどの主体に設定すべきかですが、市や学校、事業者、保護者、市民などが挙がっています。それから、各主体の責務規程の位置づけをどう整理するかということで、義務、努力義務あるいは役割や姿勢を示すにとどめるかが提示されています。</p> <p>こうした点について、法的にはどのように考えればいいのでしょうか。</p>
●村田委員	よくある決め方では、国の責務、都道府県の責務、市町村の責務、親の責務、学校の責務って定め方をするわけですよね。それをしといたらどうだというような投げかけかなと思うんですけど、で、その責務の中身として、これが努力義務で努めてくださいにするのかもっと厳しいものにするか。その義務が履行されていなかった場合は、制裁がある罰則があるとかいうところまで決めるかどうか、そういう議論かなと思います。
●吉田委員	責務規制というのは、一箇所に限定されるわけではないのですね。ここには、市、学校、事業者、保護者、市民などと書いてありますが、すべて責務を負うということもあり得るのですね。
●村田委員	あり得るんじゃないんですか。そういう規定の仕方はそうですね。
●吉田委員	これについていかがでしょうか。条例で挙げられる個々のケースによって大きく違ってくると思うのですが。
●末富委員	<p>今回ご準備いただいた資料で言うと、役割責務については、17ページの②のところに書いてありまして。県、市町村、学校等、事業者、保護者、県民、医療機関等、民間支援団体の役割を書いておりますが、多分責務を負うのは基本的にこの場合、熊本市になるので、そこは必ず必要かと考えます。学校も行政機関なので、責務を負うかなと。民間はおそらくどの自治体も努力義務等ではないかと思えます。</p> <p>基本そういう立て付けのところが多い中で、ただ意外と全ての主体に責務を課している自治体がないんだと。三重県が一番幅広くカバーされていますが、なぜか</p>

	<p>保護者のところだけでなく、長野県は保護者の責務を課しています。</p> <p>ただ長野県は私も見たんですけど、保護者の責任を強調してるなという。それだけは親御さん苦しいよなと思います。いろんな人に責務を課すだけじゃなくて、必要なサポートが受けられることっていうのも、特に子どもや親にとっては大事なのかなと。</p> <p>親に対して責務を課すんだったら、市の責務として、保護者や子どもにちゃんと支援をしていくよっていうのを書かないとアンバランスだなと思います。ただ逆に言うと親御さんの役割も大事で、例えば親御さんから相談につながる件もありますので、ちょっと責務と書くかどうかは別として、ここに書いてある主体、医療機関や民間支援団体とか、事業者、保護者は皆さん方からご意見を聞いてどうなのかっていうことを整理していく方がいいかなと思います。</p> <p>たぶん一通り丸をつけることを前提に、やっぱりこの市で熊本市で子どもに関わるあるいは例えば地域で住民の皆さんも含めてできることをやっていこうよみたいな条例にする時には、多分基本的に全部丸がついていいんだとは思いますが。以上です。</p>
<p>●波口委員</p>	<p>末富委員がおっしゃたように、保護者に関して言えば、保護者責務を強くしすぎると被害家庭を追い詰める危険があるので慎重に扱ってほしいと思います。実際にお子さんの被害でご相談に来られる親御さんの中にはショックでパニック状態のようにられる方もいらっしゃいます。親御さんを精神科につなぐということもあります。子どもの被害の場合は親をいかに支援するかということが大事になります。親御さんをちゃんと支えなければいけない。だから、保護者の方には、子どもの前ではしっかり振る舞ってもらうけれど、内面の辛さや不安は、だれかにしっかりと聴き取ってもらうことが必要です。そういう場所や人がいる。もう一つは、子どもの被害の支え手になる保護者が、性暴力について正しく理解をしていないと二次被害を与えてしまうということです。家庭の中で二次加害が起きています。だから、親のケアできる力とか、寄り添う力を高めるような学びの場も必要です。そうしたいいろんなものをちゃんと準備していかないといけないんじゃないかと思います。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>義務、努力義務あるいは役割や姿勢を示すにとどめるかについては、具体的な内容によってケースバイケースになるかと思いますが、いかがでしょうか。一般的には、努力義務は記載されていても「それはそうだよね」で終わってしまうところもありそうですが、それを規定するかどうかを考えることになります。</p> <p>大阪府と長野県は市民まで含めていたと記憶していますが、今いただいたご意見ですと、市民は含めるにしても、保護者に義務まで言及するのはどうかということだと思います。このあたりは調整が必要ですね。</p>
<p>●田中委員</p>	<p>法の立て付けは末富委員にいろいろ聞きたいんですけど、民間で例えば努力義務ではなく義務にできないのかなって。努力義務って本当に言われる通り、努力すればいいみたいな。逆に言えば裏の意味でしなくてもいいみたいなに取られかねると</p>

	<p>というのが本当に子どもを性加害から守りたいという趣旨のもとで、その努力義務というのは非常に私の中では違和感があってですね。性被害から守らなくちゃいけないのに、努力義務だけでいいのかなというのを率直に思いました。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>努力義務と言われると、実際は努力しなくていいと受け止められる傾向がある。しかし、これを義務にしてしまうと、罰則などが伴う可能性が出てくる。法との関係で言えば、学校等では、関連した研修をしなければならないといった義務的表現になる。これを塾等にまで広げるかどうかは課題になってくると思う。そうしたことがあって、努力義務といった発想が生まれてきたのではないかな。</p>
<p>●末富委員</p>	<p>17 ページの②ところを想定すると、まず市とか行政機関は当然責務を負わなきゃいけないので、責務を有するとか、何々するものとするみたいな義務規定が出てくるかなと思います。</p> <p>例えばさっき出てきた保護者の責務等や事業者の責務であれば、努力義務であれば、やらなくていいようの方に流れがちだっているのはおっしゃる通りです。なので、例えば保護者の場合にも児童虐待の加害者となることは想定されていて児童虐待防止法とか決めて、例えば民法もそうですけど、子どもに対して体罰しちゃダメなんですよ。もう日本は。みたいなことはやっちゃダメだよっていうのを条例で日本の法律でオンして書くっていうのはあり得ます。それをちゃんと義務として明記する。だから熊本市民もそれ例外じゃない。</p> <p>特に親の体罰禁止規定がコロナ禍に法改正されてしまってあまりに知られていないっていう。民法だけでなく児童虐待防止や児童福祉法も全部改正されたんですけど、あまりに知られていないということもあるので、性暴力も同じですけども、改めて書いていくことも必要ではと。</p> <p>例えばですが、親が公的な場で何か研修めいたものを受けるのは、子どもが生まれたときや生まれる前ぐらいのパパママ教室的なんですけど、例えばそういう場であったり、あるいは就学前健診のところがおそらく最後の機会だと思います。同一年齢のこどもの親集団に対して何かアプローチするのであれば、例えばそうした場で、こういう規定ありますからねって言って、自分はまずやっちゃダメだけど、周りのお子さんで心配だったらここに相談してくださいねみたいなことを多分やれば、おそらく機能するわけですよ。</p> <p>なので法律に基づいて改めて条例で規定しておくとともに、保護者の方がやっぱり支援受けないと特に被害者側も加害者側も保護者支援が非常に大事なので、そういうふうに必要な支援を受けることもできるんだよっていうのは努力義務に留めておいていいと思うんです。</p> <p>努力義務というか受ける権利をちゃんと明記しておくというふうな。特に親は自分たちが支援される対象だと思ってないんですよ。まず子どもを支えなきゃとか、親として何とかしなきゃってなっちゃいます。親が自分たちも支えられた方がいいんだみたいな発想がどっか行ってしまうので、そういうことを合わせて書くと条例としては多分画期的なとかむしろ現実には即して必要とされる規定になるかと。</p>

	<p>責務だけを強調しなくてはいいと思います。</p> <p>事業者については、ぜひ宮川委員のご意見を伺いたいんですが、ある程度強い表現にしてもいいかなとは思っていました。努めるものとするだと、ただやらなくていいになっているので、取り組むものとするみたいな。ものとする規定は官僚的には、我々これで義務を課していますからみたいな解釈だそうです。</p> <p>ですからマイルドだけど、マイルドな義務ぐらいなものとするというような規定でも良いかと。例えば「子どもを性暴力から守るための取り組みをするものとする」など一段上の表現にしていくことができるかどうかですね。</p> <p>強すぎる規制っていうのは、かなりやっぱり事業者には厳しいだろうけれども、やっぱり協力した方がいくなって思わせるレベル感はあるかもしれない。だけど、それってやっぱりステークホルダーの皆さん方のお考えが一番大事なかなと思います。</p>
●宮川委員	<p>言葉がちょっと難しいなと正直思うところですけども、義務にするのか努力義務にするのか民間として一番気になるのは罰則規定があるのかどうなのか、そこ次第だと思うんですね。罰則規定がなければ義務であろうと努力義務であろうとあまり変わらないので、条文としては、義務でいいのかなと思うところなんですよ。じゃどうやって事業者に対して協力してもらうのか、実際問題、罰則規定を事業者に設けるっていうのは非現実的なのかなと思うところなんですけども、協力してもらうために、例えばこの熊本市の子どもに関するホームページとかで登録事業者はすべて公表するとか、個人事業主に関しても、個人の名前を公表するというのは難しいかもしれないんですけども、こういう研修がありますっていうのを告知して、それを受けてもらうように促していく。事業所に関してはもうはっきり告知してもらえるとじゃああその団体が受けている、ライバルが受けているってなったら、うちが受けないっていうのは事業継続上ですね、すごくデメリットになってきますので、そういった形がありがたいなというか、現実的なのかなと思うところです。条文としてはすごく難しいですけど、義務でいいんじゃないかなとは個人的に思います。</p>
●吉田委員	<p>これまでのご意見では、罰則は設けないが、義務に読み取れるようなものが望ましということだと思います。</p>
●中村委員	<p>先ほど波口委員が懸念されていた点は、③④⑤の予防啓発とか相談・発見、⑤⑥の部分において、支援として提示されていたらいいのではないかなと。ただし、この役割責務という部分では、一保護者もありますよという形で、全ての人が丸が付くっていうような形にするととてもいいのではないかなと皆さんの話を聞いていました。</p>
●村田委員	<p>言葉使いの問題もあるかなと。義務というと必ず罰則があるわけじゃないんですよ。罰則を伴う義務にするかどうかという議論をすることになります。だから努力義務だとすると罰則はないわけですけど、努力義務は守らなくてもいいからあまり意味がないのではというご意見もありましたが、私はそうは思っていません。努力</p>

	<p>義務をちゃんと市がうたっているという姿勢を示すことも意義があるのではないかと。それはちゃんと保護者には努力義務がありますよと。子どもたちに対して、性被害に合わないよう気をつける義務とか、配慮する義務とか、協力する義務とかですね。ぜひ皆さんも協力お願いしますねっていう意味で基本的には全部丸の付く形で良いのではないかと思います。その中で罰則を設けてでもきちっとしてもらおう人たちとその内容を整理していくということになるのかなと思うんですけど。</p>
●吉田委員	<p>努力義務であっても、意味があり、状況によって整理すればいいということですね。事務局には負担になりますが、義務、努力義務については、双方を提示していただければと思います。</p> <p>それでは(6)の加害者支援の位置づけに入ります。加害者の話はすでに触れられていますが、法では教師などの大人が加害者に重点が置かれていますが、子どもも含めて、その支援を考えることは当然のことだと思います。ここではそれを条例にどのように位置づけるかを考えることになります。</p>
●高岸委員	<p>具体的にこうだということではないんですけど、加害者支援をやっていると、被害者支援の方からだと、この言葉に違和感を思えるかもしれないんですけど、本当に加害者も支援が必要な対象だなというのが日々思うところなんです。そうすると時間がかかる支援だということもすごく実感するところですし、支援に乗っかるためのモチベーションの高度を高めてもらえるとか、もう本当に小さな一つ一つの要素が、専門的な知識だったり技術だったりっていうものが必要で、そういったものを備えている人材っていうのもかなり不足しているという、いろんなハードルっていうのがあるんですけど、その中でも一番こう困るのが支援の資源がないことなんです。もちろん児童相談所が子どもに関しては担ってくださっているんですけど、それで全ていくものではない。それを踏まえると、このテーマというのは、本来はこのテーマ一つでこういったグループワーキングだったり、委員会が持たれて整備したりするぐらいのテーマだと思うんですけど。ですから、資源がないところで困っているこの実態に何かしら触れると実効性がないものを定めてしまうというリスクがすごくあるななんて思ったんですけど、ただ期待するのはですね、この条例の中に、この加害者支援っていうものが何らかの形に触れられていることで、この資源というものが、整備が進んでいくっていうのを期待できるなというのをちょっと思ったところなんです。ですから、他の自治体がどんなふうに位置づけてるかというのも参考にしつつなんでしょうけど、ただ登録させるだけということだけじゃないと思うんです。そういう実効性の検討というのは、その二の次においておいても良いので何かしら触れることができないだろうかなっていうふうには強く思います。具体的にはまだないんですけど。</p>
●吉田委員	<p>熊本市として、加害者に対する支援を条例の中に組み込む必要があるということですね。</p>
●波口委員	<p>被害者支援で学校現場などに支援に入った時に思うことなんですけど、現場の先生方は被害者の支援については加害をした子どもとすぐに分離するなどの対応をし</p>

	<p>てくださるようになってきていると感じます。ただ、加害をした生徒やその保護者とどう向き合っているのかわからなくて苦慮されているという印象があります。加害をした子どもが、ちゃんと自分がやったことと向き合うためのサポートが受けられないと、形ばかりの反省で終わってしまうことも多いです。そうした態度がまた被害者を傷つけていくんですね。被害者にとっては、加害者が自分がやったことが被害者にこんなにもダメージを与えたんだと分かって謝罪をしてくれるっていうことが回復に役立つこともあります。もちろんそういう謝罪の言葉なんていないという人もいますけれども。責任を取るというのはどういうことなのかということとちゃんとサポートしてくれる大人がいることで、向き合っていけるんじゃないかと思います。加害者が責任をとれるようにしていくことが、被害者にとっても大事なところだなんていうふうに思います。</p>
●田中委員	<p>波口委員がおっしゃられる通りで、学校現場の中でもいじめのところで言っても、加害者の対して向き合わせるみたいなことをやっぱ書いてあるので、いじめの学校の対応の中でも、やったことに対してケアをしていくというか、向き合わせるということが大事です。子ども同士で性加害被害があった時に、その加害と言われる子どもがある部分では被害者であるっていうことが結構多くあるんですよ。その行為の点だけを取れば、加害になるんですけど、でもその子が受けている被害というものに一切向き合わず、その加害だけに責めを負わせていくというやり方が非常に教育的ではないし、子どものための条例であるとすれば、やはりそこを明記してあるっていうことが非常に学校も取り組みやすいし、被害の方からなんでケアするんだって言われても、これは条例に書いてあるし、ここはとても大事なことなんだっていうことを現場としても伝えやすいなと思います。</p>
●坂本芽委員	<p>今お話を伺って、学校としては子どもの加害の場合は、その学校だけで、今のシステムであればどんなに話を聞いても、どれだけ謝るっていうところまでいっても、果たして被害者、加害者のその後というところを考えると対応が難しいなと思います。例えば今までの経験でしたら、警察とか児童相談所、大学とかの研究機関とかに支援というよりも教育として関わっていただくっていうところが必要なのかなというふうに考えます。今回の条例を作られるにあたって、この性被害防止対策パッケージというのを事前に作っておられて、これは熊本市の学校などの教育機関に対して、子ども性暴力防止法から基づいて作っていただいていると思います。そこにも被害者支援はあるんですけども、加害者支援というより、私は教育かなと思うんですけども、加害者への教育を明記していただくというのはとても大事かなと思いました。</p>
●吉田委員	<p>(6)については、条例の中に加害者のサポート、また教育に関わるものを含めるということですね。</p>
●村田委員	<p>加害者支援もちろん大事で充実させた方がいいと思いますが、これはどんな条項を想定されているんですかね。他の自治体の例では加害者支援というところのぐらい具体的に規定されているのですか。これは事務局の方でしょうか。末富委員何かご</p>

	<p>存知でしょうか。</p>
<p>●末富委員</p>	<p>私も今自分の研究で扱っていますが市民に受け入れられる用語は加害者支援というかですね。再犯防止なんですよ。</p> <p>加害者支援って言った途端になんで加害者が支援されなきゃいけないんだみたいな市民感情もあり、それは被害者もそうだと思うんですね。加害者支援だけじゃなくて、改めて強調されるべきは被害者のケアが最優先ですが、そのためにこそその加害者支援が必要なんです、実は日本では加害者の再犯防止を枠付けている法令自体がないはずですよ。治療命令が出せないんです、刑法上。そこが大きな法の欠陥なんです。</p> <p>だから例えば裁判で不起訴の条件として治療を受けますみたいな場合も民間のクリニックですとか、あるいはカウンセラーがそれを担っていらっしゃるんですけど、そこも実は公的に認証された機関かという、医療機関という許可で営業していらっしゃるけれども、加害者の再犯防止をしますみたいな公的な認証制度すらないんですよ。</p> <p>私も一緒に研究している大学病院の精神科の先生たちに聞いたら、いや、うちに加害者の再犯防止の治療ができるカウンセラーも医師もいませんと断言されました。</p> <p>熊本にいらっしゃればいいんですけど。とにかくこどもの性暴力については被害者支援も加害者の再犯防止の医療資源も薄いし、専門職の資源も薄い。さっき高岸委員おっしゃる通りです。</p> <p>資源はないけれども、条例で作るとしたら、加害者の再犯防止を支える責務をまず市に課し、市条例として、被害者のケアとともに、加害者の再犯防止の体制を位置づける必要があります。再犯防止は、加害者自身にとっても最善の利益なんです。何回も再犯を繰り返すこと自体が、被害者も増やし、傷つけ、加害者や家族もダメージを負う。再犯防止の治療命令すら出さず、加害者の再犯を容認している日本の法制自体が人権侵害的だと思うので、せめて条例に努力義務と規定し、市の責務として書いておくべきだと思います。それによってまず地域の支え手を育てないといけない段階なんです。日本はそれぐらい出遅れています。</p> <p>東京近辺でも特定のクリニックに相談事例が集中しており、それを受けられる法定機関がないんです。以前の教育行政審議会の方で申し上げましたが、イギリスは加害者の方が外の矯正施設に行って、認知行動療法とか受けて、自分はこういう場面でこういうことしがちだからやめておこうとか、要するに被害者と同じ目線に立って反省ができないと学校に戻れないみたいな仕組みになるのに対して、日本は学校外の教育支援センターなどの施設に行くのがなぜかいじめの被害者だったりするじゃないですか。</p> <p>被害者は学校にとどめて、加害者を矯正する仕組み自体がないので、それを市の責務にする、その仕組みを創発しなきゃいけないぐらいなレベル感です。だからそれを条例にどう書くか、まさにおっしゃられたようにかなり課題というか工夫がい</p>

	<p>るなと思っています。</p> <p>事業者についてコメントしておく罰則の前に立ち入り調査だったり、是正の指導ができるみたいな消防法関係の条例での規制の課し方や事業者名の公表もされているので、そういうオプションも含めて考えられるのかなということです。以上です。</p>
●村田委員	<p>ありがとうございました。ちょっと結構難しいことをやろうとしているなという感じがしたところでしたので。</p> <p>ついでに気づいたので申し上げてしまうと、加害児童の支援・ケアをしようとする時に、医療機関につないだ方がいいとか、カウンセリングとか心理に見てもらうのがいいということがあるわけですが、それを拒絶する親がいるんですよね。なので、その保護者には自分のこどもについて、そういう支援について受けさせる努力義務を課してもいいのではという意味で、これは罰則化してまでちゃんと連れていけとかいうのは厳しいと思うんですけど、そういう意味でも親にも責務があってもいいかなとは思いました。</p>
●吉田委員	<p>加害者の支援という言葉が世の中では誤解を招きやすいので、表記の仕方は考える必要がありますが、視点として条例には欠かせないというご意見だと思います。また、これについては大人だけでなくこどもの加害者も含まれるということになりますね。</p>
議題2 市民からの意見聴取	
●吉田委員	<p>それでは議題の2です。まずは事務局からご説明をお願いします。</p>
●こども政策課 大住課長	<p>こども政策課でございます。資料は20ページをお願いいたします。議題2といたしまして、市民からの意見聴取についてご説明をいたします。</p> <p>この条例制定にあたりましては、こどもや若者、子育て当事者、事業者の皆様など、幅広く意見を聴取していきたいと考えております。聴取した内容については検討委員会にもご報告をしていきます。現時点で事務局として考えているスケジュールにつきましては、表の通りでございますが、まずはこの後6月中旬頃から幅広くアンケートを実施しまして、8月以降にですね、小学生や中高生、保護者を対象としたワークショップをそれぞれ開催し、具体的な意見を徴取していきたいと考えております。素案の作成後につきましては、パブリックコメントを実施し、最終的な意見を聴取する予定としております。</p> <p>21ページ、22ページにつきましては、こども向けや大人向け、事業者向けのアンケート案を掲載しております。これはこども家庭庁が過去に実施しましたアンケート項目に加えまして、本市で一部質問を追加して構成をしております。まずは実態把握ではなくて、必要な支援の方向性を把握するものとして位置づけをしております。また、こども向けにつきましては、実際には表現等を調整する必要があると思いますが、項目や内容についてご意見をいただければと考えております。説明は以上になります。</p>
●吉田委員	<p>今のご説明についてご質問はございますか。</p>

●波口委員	こども向けの質問項目があるんですけど、これは自由記述なんですか。回答の選択肢があって、それに丸をつけて選べるとか、そういう形でないとたぶん小学校高学年でもこれに答えるのはとても難しいように思います。
●こども政策課 大住課長	ご意見ありがとうございます。そのあたりについてはこれから小学生向けでは選択肢を作るとか、中学生までは作るとか、そのあたりについてもしっかり考えた上で回答しやすいような仕組みに持っていきたいと考えております。
●吉田委員	これについては文言等について、本委員会にもフィードバックがありますね。
●こども政策課 大住課長	実施前には改めてメール等でご相談させていただければと思います。
●吉田委員	いじめの場合もそうですが、項目内容だけでなく、調査を実施する場所などの検討も重要になります。どういう状況で実施するかということですが、小学校の場合いかがですか。
●坂本芽委員	小学生高学年、5～6年生でも率直に難しいなと思いました。まず性的に嫌な思いとは、下にもどのような行動が該当するのかと書いてはあるんですが、具体的に私も自分だったらどう尋ねるか考えましたが難しいです。その文言や意味と先ほど波口委員からもありましたように、文章で回答することも工夫が必要かと思えます。また、いろんな立場のこどもたちがいて果たして同じ土俵というのも変なんですけども、いろんな理解や知識も様々でもありますし、あらゆる現状に置かれているこどもたちもいるので、どの程度いくつ聞くのかということも精査していただければと思いました。
●吉田委員	②のワークショップはどんなことを計画されていますか。
●こども政策課 大住課長	ワークショップの中身につきましても、次回の第2回目でご相談をさせていただこうと考えておりますけれども、対象としては小学生、中高生と保護者。案としては今考えております。
●吉田委員	ワークショップは意見聴取という目的だけでなく、教育的な意味合いもあります。その活用によって学校全体、また他の学校にも広がっていくことが期待できます。そうすると、ワークショップ・プログラムのモデルに繋がる可能性があると思います。 私も小学校で、こどもと保護者の双方が「してほしいこと、してほしくないこと」を別々のワークショップで自由に出してもらったことがあります。その結果をまとめた上で両者が一緒になったワークショップを実施しました。こうした中でこどもも保護者も「自分たちの行動を変える」ことを決めることとなります。これはかなりうまくいったと思っています。こうした働きかけは、今回の性被害についてこどもの意見を聴くというだけでなく、教育的なツールとして使えると思います。
●波口委員	事前にこのアンケート内容をいただいていたので、いくつか思ったことがあります。この質問でいったい何を知りたいのか、どういう調査なのかが曖昧な感じがしています。啓発をしたいのか、実態把握したいのか、ニーズ調査したいのか、相談体制を作りたいのか、それから教育内容を決めたいのかがすごく混ざっているって

	<p>いうように思いました。それともう一つが大人からの加害に寄り過ぎているなという感じがしています。自治体の条例として現場を見ていくなら、前半で議論があったことも間の被害の問題とか、SNS のことか、そういったあたりも大事なのかなと思います。それと先生がおっしゃっていた性的に嫌な思っているという表現がすごく曖昧すぎて、たぶん子どもたちからするとどこまで書いていいかわかんないとか、これは違うかなとか、また、微妙な境界線侵害なんかはたぶん除外されるだろうというような感じもします。それから質問の中に友達からの相談を受けたことがあるかという質問があるんですけど、これはあまりいい質問ではないような気がします。子どもは相談を受けたら秘密を守らなきゃいけないと思っていたり、人に言っちゃいけないと思っていたりするんで、なかなか回答しづらいだろうというふうな気がします。教育内容を質問しているのはいいなと思いました。同意であるとか、断り方であるとか、助けの求め方であるとか、友達関係とか、そういう子どもが実際にこういうのを学びたいと思うような質問はいいと思います。それから相談方法もですね。子どもたちはなかなか電話で相談はしてくれないです。電話よりもチャットやメールになるので、やはり子どもたちにとって相談しやすいツールは何かあっていうあたりをちゃんと質問で聞いておくことは大事だなと思います。あとは足りないと思うのは「予防する」という視点で、どうすれば起きにくくなるかっていうあたりのことですね。質問の中に入れられるといいと思いました。以上です。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>スケジュールでは6月にアンケートが入っていますが、今のご意見ですと検討し直した方がいいということだと思います。アンケート結果を7月の会議に提出しなくてもよろしいですね。</p>
<p>●末富委員</p>	<p>たぶん元になっている子ども家庭庁のアンケートが子ども性暴力防止法の施行を控えて25人ぐらいしか回答してないんですよ。</p> <p>私も今、実は似たような調査を設計中なんですけど、内閣府の男女共同参画局が令和4年6月に実施している若年層の性暴力被害の実態調査があるじゃないですか。あれがたぶん今国内にある調査で一番リアリティが高いものなんですけど、それだと結構表現がドキつか高度に抽象的でわからないんです。</p> <p>まず小中学生とか高校生まで、選択肢を前提としながらの設計が必要です。先に選択肢があるとその他自由記述の回答が出てきやすくて、じゃあどうしたらいいですかという提案も出てきやすいと思います。</p> <p>性暴力の予防で何を学んだらいいと思うかみたいなことは絶対聞いた方がいいと思うので。例えば、性暴力被害も内閣府調査では5分類あるんですけど、性交を伴う性暴力被害にあったことがありますかって聞かれてもわからないので、聞き方の工夫が必要です。</p> <p>一切に聞くかどうかは別として、たぶんありがちなのが身体的接触を伴う、触られたくないのに触られたとかと視覚的被害というのもあるんですけど、公然わいせつ系の見たくないだとか、あるいは今、子ども同士の盗撮とかもそうなんですよね。自分が取られたくないのに写真や動画を取られたり、そうやって取られた友達の画</p>

	<p>像を送ってこられるとかもそうなんですけど。</p> <p>日常的に起こりそうな場面をせっかくこどもの専門家がいらっしゃるので、そういう選択肢を作っていったり、あとは先ほどの包括的性教育の話もありましたけど、生命の安全教育も含めて、含まれているコンテンツから学んだことがありますかとかで、それ聞くとどうということが学びたいですかに出てきやすいので。</p> <p>まだ小中高生が性暴力から自分を守るみたいなことに対して、あるいは性暴力って何かについて、低刺激で理解を深めながらアンケートする手法もなかなかないんですよ。国内外も探して、高岸委員も探していらっしゃると思うんですけど、意外と先行調査がない。丁寧に設計した方がいいんですね。</p> <p>私も今調査票を作っているので、たぶんシェアできます。日大の方で研究倫理申請を受けなきゃいけないレベル感なんです。逆に言うと日大の方で研究倫理申請を受けて助言が得られれば、それって熊本市でもこうしなおした方がいいっていうことになろうかと思うので、ちょっとそのプロセス考えるとたぶん最速7月みたいな見通しです。</p> <p>せっくなのでこういう場面とか聞いたらどうかとか、こういうことを学んだ方がいいんじゃないかの意見出しを先に委員の皆様からいただける方がいいのでは。こどもの実態や保護者の不安もそうなんです。っていう意味ではいいかなって。市民の皆さんはご関心の方がお答えになると思う。たぶん保護者と同じくらいなレベル感にすると、答えやすく、汎用性が高い。例えばですけど、定期的に2年後とかにもう一回聞いてみるとかですね。も含めて、観察しやすいものになるんじゃないかなと思っています。はい。以上です。</p>
<p>●高岸委員</p>	<p>僕も性加害のですね、実践していると言いました。研究手法は実は統計学を使ってやっているもので、内閣府のその調査の設計デザインもちょっと関わらせてもらったかと思うんですけど、そこの強みってですね。かなり大きなサンプルサイズで取ることで、この文言だとか内容の精査ももちろん重要だと思うんです。選択肢にするとか。ただ、平均値に回帰していきますので、なるべく大きなサンプルで取るというその側面も忘れてはいけないのかなと。100人ぐらい取ればある程度見えるかなというものではないかなと。こういうデリケートのものであればあるほどなるべく平均値をつかむために大きなサンプルを掴む、そういう意味でもちょっと時間がかかるというか準備した方がいいのかななんていうふうには思いました。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>末富委員から最速7月というお話がありましたので、そうした情報もご提供いただいて活用し、熊本らしいものができるのではないのでしょうか。それが全国的に参照されるコンテンツになるかもしれません。</p>
<p>●末富委員</p>	<p>自治体調査は研究倫理申請がいないんですけど、やっぱそのプロセスがあるのとないのとで調査の信頼度みたいなものが学術的には結構違います。自治体調査は研究倫理審査は手続きとして存在しないので、時々研究者が見ると聞きづらいことを聞いている場合がありますので、それはちょっとやめましょうということです。</p> <p>私も6月で研究倫理申請を出そうと今頑張っているんですけども、なので逆に</p>

	<p>言うとは皆さん方の意見をシェアいただければ、研究倫理申請を経て研究では落とすけど、自治体では聞いた方がいいとかもあるかもしれないです。そういう意味では先に意見出ししていただきながら、私の方が並行して調査を進めつつフィードバックをさせていただければと思いますので。</p>
●吉田委員	<p>アンケートに関してはもう少し考えて実施しましょうということですね。条例に反映するために、市民を含めて幅広く意見を聞くことは大事なことです。拙速に実施して、こんなことを聞いてどうするのといった声が出ては意味がないですね。そのほかご意見はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、すでに多くのお話しをしていただきましたが、これについては発言しておきたいといったことがございましたらお伺いしたいと思います。</p>
●中村委員	<p>今日は検討委員会ですごい先生方々の中に、一緒にメンバーにならせてもらってとても嬉しかったんですけども、これ約3時間くらいお話を聞いていて、私包括的性教育の啓発活動もしておりますが、なんかこの条例ができることで、子どもたちが安心安全な熊本市で育っていくということを情景に置きながらも、これが出来たことによって性被害予防防止、性被害、暴力反対ばかりの性教育になったら絶対に良くないなど。性教育の真髄は人が生まれていくこととか、自分らしきがあるとか、そこがメインです。なので、そういう豊かな人間らしきっていうことの中の一部で性被害予防のための性教育があるってというような形になっていないといけないなど。私が私としてこの熊本市で生まれてよかったな、今住んでいてよかったなと思える人が増えることが一番の予防策なので、ここの土台の部分忘れてはいけないなど、そんな風に思ったところでしたので言わせていただきました。ありがとうございます。</p>
●吉田委員	<p>どういう形になるのかはわかりませんが、条例にそうした視点を組み込むことが大事だと思います。</p>
●波口委員	<p>今、中村委員がおっしゃったので、私も思うところを発言させていただきます。性と暴力という非常に扱いにくいテーマなので、子どもを怖がらせてはいけない、性に対してネガティブなイメージを持たせてもいけないなっていうのはすごく思っています。温もりのある人同士が触れ合うことは、アタッチメントだったりとかとても大事なものであったりもします。子どもたちに伝えるときにはそれが安全な触れ合いなのか、危険なものなのか、その二つの違いを見分けられるような力を育てたいと思います。性暴力の未然防止を目的とした出前講座を私たちもやっているんですけども、子どもたちは真剣に聞いてくれるし、吸収もしてくれると感じます。ですから、性暴力の未然防止を熊本市でしっかりやれたらそれは素晴らしいなと思います。</p> <p>それからもう一つすみません。先ほどの論点整理のところで、性暴力について、定義をどうするか、範囲をどうするかみたいなのがちょっとまだはっきりしてなかったように思うのですが、レイプのようなものだけを性暴力って思っている人もいたりしますから、性暴力とは何か、どこまでを含めるものなのかを、共有する</p>

	<p>というのはすごく大事だと思うんです。そのときに、狭い範囲の性犯罪だけを性暴力っていうふうに捉えないでほしいと思います。内閣府のホームページには同意のない性的言動はすべて性暴力であるというふうに書いてあるんですけど、そのように広く捉えてほしいと思います。</p>
●吉田委員	<p>他にいかがでしょうか。</p>
●末富委員	<p>今のご意見をいただいてなんですけれども、このこどもの性被害防止条例ですか、対策パッケージも含めて、こども計画の一環という理解でよろしかったんですか。なぜかというんですね。こども計画との連続性が結構今の問題意識で大事になってきて、熊本市のこども計画でもこどもが輝き、若者が希望を抱くまちの実現をするということが書いてあるのと、今、該当しそうな部分で言うと、命を大切にす教育とかこどもの悩みへの対応っていう項目がありますので、多分条例を作る時にも、こども計画との関連性で、やっぱりゴールが前向きである必要があるかなと。</p> <p>こどもの性暴力防止は、基本的に全く夢がない厳しい世界なんですけど、私も教職員研修で申し上げているのは何のためにここまでやっているかって言ったら、性被害が1件でも起きれば、こどもだけじゃないんですよ、関わっている教職員もすごく深く傷ついて、実は学校や地域の再建も大変なんです。</p> <p>そこまで多分条例に入れると大変なリソースがいるなどは思ってあんまり言わなかったんですが、こどもへの性暴力は1件でも起きればものすごいダメージ深くて、みんなが幸せじゃなくなるんです。</p> <p>みんなが幸せっていう状態は1件も性暴力が起きないこと、あるいは起きても、加害者も関係する大人もこれはまずかったなと、早くに改められることっていうのがすごく大事なんで、ゴールはみんなの幸せなんですというところは欠かさず言うようにしてるんですね。</p> <p>だからたぶん条例も同じ立て付けで、ゴールはこういう熊本市、性暴力がない熊本市っていうのはこういうこども計画に定めるような幸せな熊本市でっていう風なまずビジョンの設定がすごく大事だなと今この話を聞いていて思いました。とても素晴らしいご意見だと思います。</p>
●吉田委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>今日は私どもの側だけでいろいろ意見を出してきました。ここで事務局から、ご質問やご確認になりたいことがありましたら、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>こうした委員会ではよくあることですが、委員のみなさまにも会議では発言できなかった、後で思い出したことなどをメール等で事務局にお報せいただきたいと思っています。また、事務局の方も委員の発言内容等で確認されたい場合は委員にお報せいただくことも非常に大事だろうと考えています。</p>
●こども局 光安局長	<p>今日は大変ありがとうございました。事務局の進め方にまでご配慮いただき恐縮です。ありがとうございます。私たちこの条例を作るにあたりまして、もちろん庁内でいろいろ検討はしておりますけれども、まずはフラットに、委員の意見を今日</p>

	<p>は聞こうということにしました。実はいろんなもう少しこういう形で作りたいとか、内部で検討もしていたんですけども、まずはお話を聞いた上で、改めてこうタキ台になるものを作っていきたいというふうに思っておりました。</p> <p>今会長からおっしゃっていただいたように、事務局で振り返りをしながら、ここはどうだったんだということで、各委員にも確認をさせていただきながら整理したいと思っております。時間があまりなくて、バタバタするかと思うんですけども、いただいた意見、貴重なご意見でしたので、我々の方で整理をしながら、また皆様にもお示ししてやり取りさせていただきながら進めたいと思っております。検討委員会はまだ続きますので、引き続き色々なご意見を頂戴できればと思っております。</p>
<p>●吉田委員</p>	<p>そうしたコミュニケーションを継続することがとても大事です。私自身は、法律を含めて、規則やルールはない方がほうがいいと思うわけです。それで問題が起きなければ、人類全体が幸せに生活できるでしょう。しかし、そうはいかない現実があります。特に性にかかわる問題は、特に学校等で起きてならないのですが、対応しなければならぬことが発生して、法律や条令を考えなければならなくなっている。そうした中で、最後にお話しいただいたように、条令は取り締まりをするためではなく、みんな幸せで楽しく生きていこうという方向を目指すことが大事だと思います。もちろん、現実はなかなか理想通りにはいきませんが、条令の基本的方向付けがなされたと思います。</p> <p>今日は3時間のスケジュールでしたが、様々なお立場から貴重なご意見やアイデアをお出しいただき、あっという間に時間が経過しました。今後も、委員のみならず多くのご意見をお出しいただきながら、熊本市にとって意味のある条例ができればと思います。皆さまのご意見をまとめるのは難しいところもありますが、これから2回目、3回目と充実した委員会にできればと思います。</p> <p>今日は委員の皆さまお疲れ様でございました。それでは事務局にお返します。</p>
<p>7 その他 8 閉会</p>	
<p>●こども政策課 瀬口副課長</p>	<p>吉田会長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>3点、連絡事項と相談事項がございます。</p> <p>1点目、本日市役所駐車場をご利用された委員の方におかれましては、事務局で駐車料の減免処理を行いますので、閉会后、事務局へお申し付けください。</p> <p>2点目、次回の開催日のご連絡です。第2回検討委員会は令和8年7月13日(月)14時から本日と同じ会場である熊本県医師会館6階大会議室で開催を予定しております。詳細は後日ご案内させていただきます。</p> <p>3点目、本市ではペーパーレスを推奨しており、本市の準備が整い次第ですが、今後の検討委員会はタブレットを用いて会議を実施したいと考えております。紙での資料配布をご希望される委員にはタブレットに加え、紙媒体での資料も配布した</p>

いと考えております。

以上をもちまして、第1回熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。